

## サービス管理責任者の資格要件について

### スライド 1

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格要件について説明します。  
事業所運営にあたり重要事項ですので正しく理解することが重要です。  
ここではサービス管理責任者と児童発達支援管理責任者をまとめてサビ管又はサビ管等と表現します。

### スライド 2

サビ管になるための要件は大きく分けて

- ・実務経験を満たしていること
- ・必要な研修を受講していること

の2点です。

まず、実務経験要件について説明します。

実務経験は業務内容と資格によって必要な年数が異なります。

相談支援事業所や地域生活支援事業での業務は相談支援業務に分類され、資格の有無に関わらず5年です。

障害福祉サービス事業所や老人福祉施設などの直接処遇職員や病院での看護師業務などは直接支援に分類され、無資格者の場合8年必要です。

社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者はこれが5年になります。

また、介護福祉士などの国家資格保有者はその資格に基づく業務に3年間の経験が必要となります。

次に研修の受講についてです。

サービス管理責任者基礎研修及び相談支援従事者研修（向け研修、講義部分）の受講後、原則2年間のOJT期間を経て実践研修の受講が必要です。

基礎研修及び向け研修を受講した者を基礎研修修了者といい、OJTは基礎研修修了者となつてからの期間必要です。

基礎研修終了後2年間のOJT期間があることから、基礎研修は実務経験を満たす2年前から受講することが可能です。

### スライド 3

もともとOJT期間は2年間必要でしたが、一定の要件を満たした場合は6か月に短縮することが可能です。

- ①基礎研修受講時点で実務経験要件を満たしていること。
- ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること
- ③②について、札幌市に届け出を行うことです。

③の届け出は②の業務開始後10日以内に届け出が必要です。

届け出を行わず6か月に短縮し、実践研修を受けた場合は原則無効になりますので気を付けてください。

また、基礎研修受講時点で実務経験要件を満たしていないのに6か月に短縮しているケースも確認されております。

基礎研修受講時点で実務経験を満たしていなければOJT期間中に要件を満たしたとしてもOJT期間は2年間必要です。

### スライド 4

実践研修受講は5年度ごとに更新研修の受講が必要です。

更新研修の受講を忘れてしまった場合サビ管としての業務はできません。

また、平成30年度までに旧体系のサービス管理責任者研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要、令和3年度までに基礎研修修了者となったものは、基礎研修修了者となってから3年以内に実践研修の受講が必要です。

それぞれの期限までに実践又は更新研修を受講していなかった場合、実践研修受講するまではサビ管としての資格要件を満たさないこととなります。

#### スライド 5

近年確認された事例について紹介します。

①OJTの短縮要件を満たしていないにも関わらず6か月に短縮していたケース。  
必ず基礎研修受講時点で実務経験要件を満たしているか確認してください。

②OJT短縮の届け出漏れ。

OJTを短縮する場合は必ず指定権者への届け出が必要です。また、OJT開始後速やかに届出が必要ですので、忘れないよう気を付けてください。

届け出せずに短縮し、実践研修を受講した場合、原則無効となります。

③必要な実務経験年数を誤認していたケースです。

介護福祉士などの国家資格を有していないが、3年で研修を受けていたケースも確認されております。

ご自身の資格と業務内容から必要な実務経験年数を正しく認識して下さい。

④実践研修や更新研修の受講を失念していたケースです。

特にH30年度までの研修受講者やR3年度までの研修受講者に多いケースです。

一定期間サビ管として業務を行っていたとしても必要な研修を受けていない場合ある時から要件を満たしていない可能性があります。

#### スライド 6

以上がサービス管理責任者の資格要件に関する説明です。

制度を正しく理解していないと、給付費の減算・返還対象となりますので、事業所において改めて確認してください。